

さいたま市福祉3医療制度（子育て支援医療費、  
心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費）と  
日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の  
運用に伴う想定事例集

（歯科用）



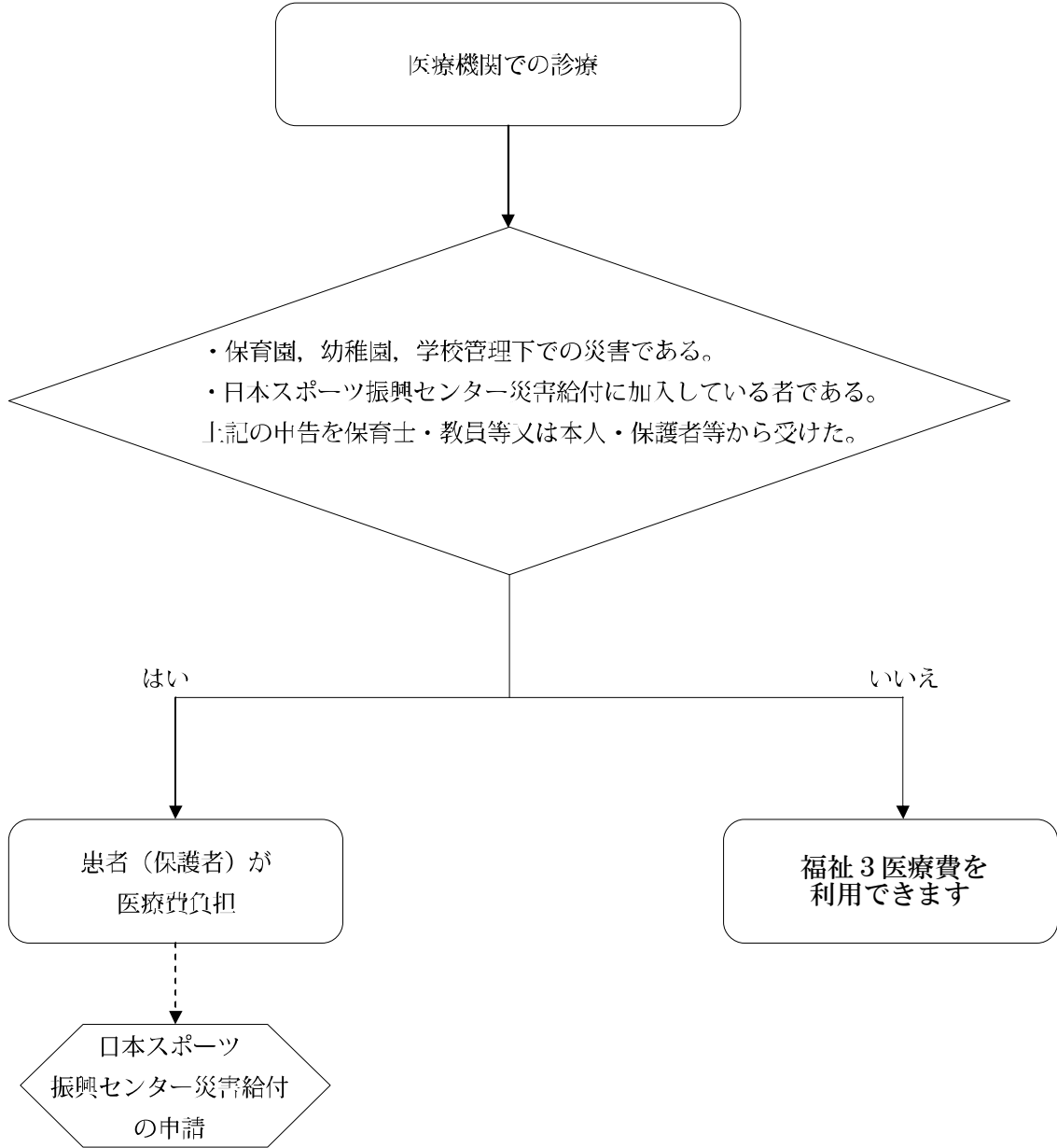
令和5年4月

さいたま市

子ども未来局	子ども育成部	子育て支援課
福祉局	障害福祉部	障害福祉課

## 医療機関窓口での事務取り扱い方法

◎ 保育園、幼稚園等の園児、小中学生、高校生(心身障害者医療、ひとり親家庭等医療のみ)の受診について



凡例    →    医療機関での事務  
         -.-> 受診者・学校等の作業

※ 事例3の場合及び悪意のある第三者行為による受傷の場合はこの限りではありません。

## 事例1

本人・保護者または教員・保育士等が付き添い、学校又は保育園での災害である旨を申告した場合。

- 
- ・学校等の管理下である旨の申告があった場合、窓口で医療費を請求してください。
- 

本人・保護者、又は教員・保育士等が「学校等の管理下である」旨を申告した場合は窓口で医療費を請求してください。（学校等の管理下の災害により受診する場合は福祉3医療費受給資格証を使用しないように周知徹底を図ります。）尚、学校等の管理下であることが判然としない場合は、福祉3医療費の適用対象となりますので、医療機関では窓口無料としてください。

生活保護世帯の医療費については学校等の管理下の災害であっても日本スポーツ振興センターの医療費給付の対象とはなりませんので、従来どおり生活保護の医療券で扱ってください。

## 事例2

学校等の管理下であるか判断できない場合の医療費はどのように対応すればよいのでしょうか。

---

・学校等の管理下であるか判断ができない場合などの医療費は窓口無料化として対応してください。

---

本人等からの（学校等の管理下の災害である旨の）申告がない場合の医療費については、福祉3医療費の対象としてください。

尚、生活保護世帯や、里親に委託されている乳幼児・児童等の医療費については福祉3医療制度の対象とはなりませんので、従来どおり医療券や受診券で扱ってください。

※ 生活保護世帯や、里親に委託されている乳幼児・児童等には福祉3医療費の受給資格証を交付していません。

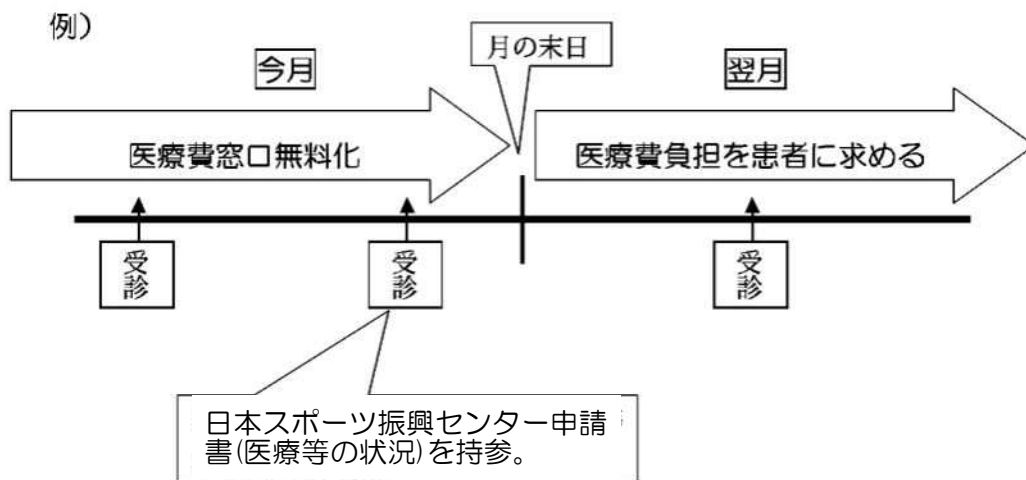
### 事例3

本人、保護者からの「学校等の管理下である」旨の申告が無く窓口無料と  
していた傷病等について、後日、日本スポーツ振興センターの申請書（医  
療等の状況）を持参した場合はどのように取り扱えばよいでしょうか。

- 日本スポーツ振興センターの申請書（医療等の状況）を持参した場合は持  
参した日の属する月までは窓口無料化として、翌月の診療からは医療費の請  
求をしてください。

日本スポーツ振興センターの申請書（医療等の状況）を持参した場合、該当  
の歯科診療は日本スポーツ振興センターの災害給付の対象となります。よっ  
て、申請書（医療等の状況）を持参した月は窓口無料化で、翌月からは窓口  
負担を求めてください。

日本スポーツ振興センターの申請書（医療等の状況）を持参した場合は学校  
等の管理下の災害の医療費分について、従来どおり医療費総額の記載を願  
いします。



【参考】 日本スポーツ振興センター申請書(医療等の状況)→添付資料1をご覧ください。

#### 事例4

以前より通院していましたが、学校等の管理下での災害により新たに同じ医療機関での診療を行いました。

---

・原則、学校等の管理下の災害による歯科診療は患者さんに医療費を請求していただくとともに、学校等の管理下ではない歯科診療の場合は窓口無料としてください。ただし、医療費を請求する診療と、無料化となる診療で分割することが困難な場合は、全額福祉3医療費の対象として扱って頂いて構いません。

---

レセプトへの記載については公費対象と公費対象外の双方の記載がそれぞれできるようになっているとのことでした。（社会保険診療報酬支払基金に確認。）これに応じて学校等の管理下の災害による診療（保険請求：7割分）と学校等の管理下ではない診療（保険請求：7割分＋市福祉3医療請求：3割分）のそれぞれの内容をレセプトに記載してください。

尚、レセプト作成要領は国公費該当分と公費非該当分が混在する場合の取り扱いと同様に取り扱っていただきますようお願いいたします。

本人若しくは保護者等が日本スポーツ振興センター申請書（医療等の状況）を持参した場合は、学校等の管理下の災害の医療費分を従来どおり医療等の状況へ記載願います。

## 事例5

学校等の管理下にて災害とは関係なく歯痛を発症して受診した場合、どのように対応すればよいのでしょうか。（教職員等の付き添いあり）

---

・教職員等の付き添いがあっても日本スポーツ振興センター対象外の旨の申告があった場合は窓口無料化として対応してください。

---

学校管理下でも、災害とは関係がない場合などは、日本スポーツ振興センターの給付対象外となる場合があります。  
日本スポーツ振興センター対象外である旨、教職員等が付き添い時に医療機関窓口で申告した場合は福祉3医療費の対象としてください。（教職員等が医療機関に付き添う場合は学校等の管理課の災害であるか否かの申告を行うように周知徹底を行います。

## 事例6

生活保護家庭の子どもについて診療を行いました。この場合はどのように対応すればよいのでしょうか。

---

・日本スポーツ振興センターによる災害共済給付・福祉3医療制度ともに生活保護世帯に対する医療費給付又は助成を行っていません。従来どおり生活保護の医療券による対応としてください。  
※この場合でも患者又は保護者等が「障害診断書」などの書類の記入を依頼する場合がありますのでこの場合は同用紙への記入等、対応をお願いします。

---

生活保護世帯に関しては福祉3医療制度は対象外となり、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度共々医療費給付は行われないものの、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度では障害見舞金・死亡見舞金の給付があります。

- ※ 生活保護世帯や、里親に委託されている乳幼児・児童等には福祉3医療費の受給資格証を交付しておりません。医療券での対応をお願いします。
- ※ 就学援助制度に基づく医療券の対象となる場合は医療券による対応をお願いします。



## 事例7

学校管理下の災害によるものだが、治癒までに医療費総点数が500点を超過しなかった場合の対応はどのようにすればよいのでしょうか。

---

・医療機関発行の領収書等を添えて区役所で医療費申請の手続を行う事により、福祉3医療制度から後日、医療費の払戻しが可能である旨お知らせしてください。

---

上記の事例のように日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象でも、完治までにかかった医療費が少額であり、給付対象外と判断されてしまった場合は、後日、福祉3医療制度において医療費助成を行う事が可能ですので、お住まいの区の保険年金課へのご案内をお願いします。この場合において、保険診療である医療費は福祉3医療制度の対象となりますが、文書料・薬ビン代・健康診断料など、保険診療とならないものは支給の対象外となります。

## 事例8

学校等の管理下での災害による歯科診療も全て福祉3医療費の対象として無料とし、日本スポーツ振興センターとの調整を市で行ってもらえないでしょうか。

---

・各々二つの制度について、重複して給付を受けることはできないことが規定されていることから、学校等の管理下である旨の申告を受けた際の歯科診療については日本スポーツ振興センターの給付対象として、医療機関窓口では医療費の請求を行ってください。また、それ以外の傷病については福祉3医療費の対象として窓口無料化として対応してください。

---

日本スポーツ振興センターの施行令で、市町村の給付を受けた場合は「その受けた限度において、災害共済給付を行わない。」とされています。また、市の医療費助成制度を使用した場合、日本スポーツ振興センターの医療費申請に際しては市町村の医療費助成を利用した旨を報告することとなっています。

**【参考】 重複して給付を受けることは出来ない事が規定→添付資料2をご覧ください。**

# 医療等の状況

立

学校(園)

令和 年 月 分

この用紙は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の支払請求に使うものです。

医療機関へお願い

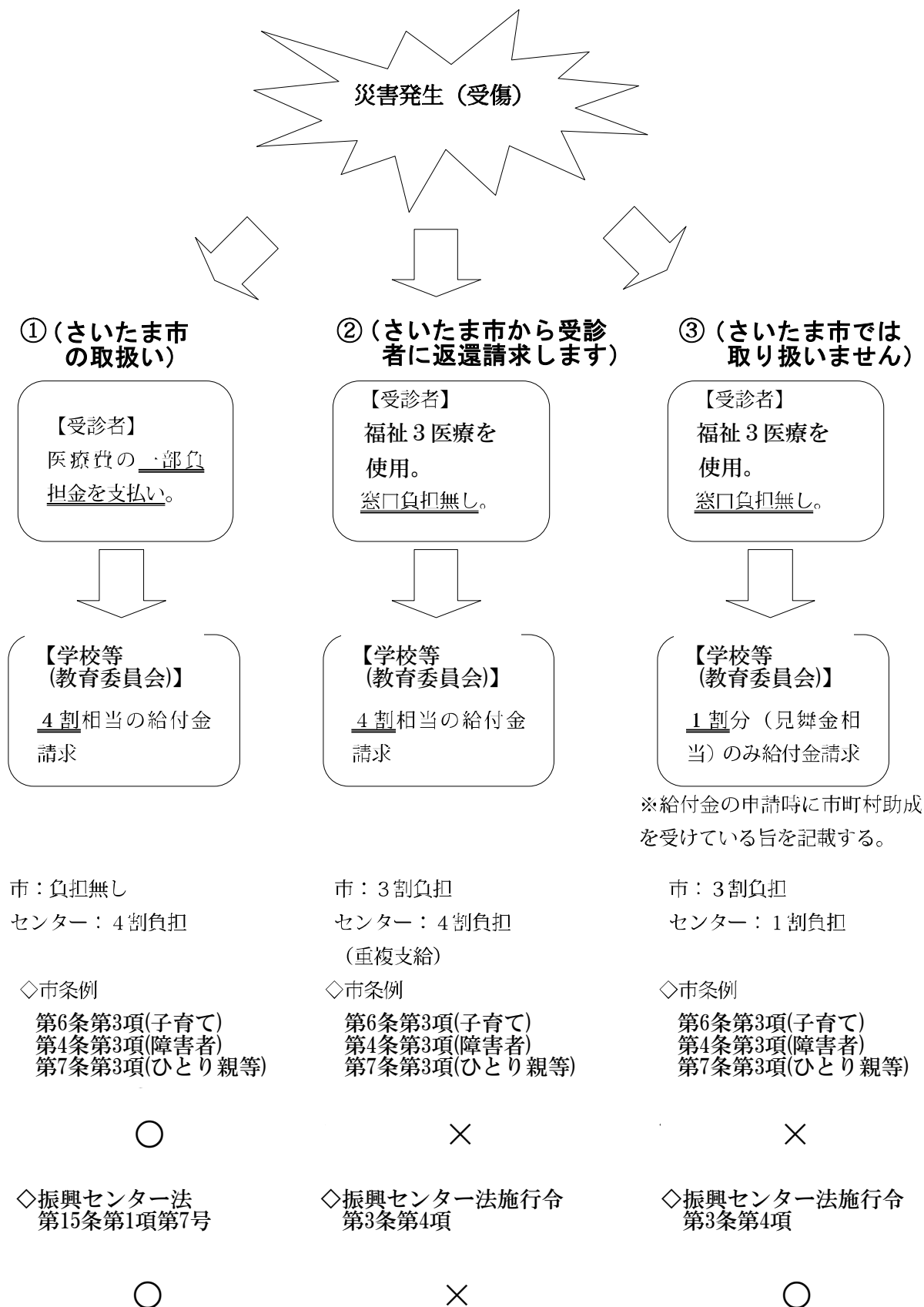
診療報酬請求点数及び負担金額欄中、空欄となる上位けた数欄は、×印等で抹消してください。

被災児童生徒等	氏名	男	平成	年 月 日生									
		女	令和										
傷病名	(1)												
	(2)												
	(3)												
診療開始日	(1)	令和	年	月	日	診療実日数	転 帰						
	(2)	令和	年	月	日		日	治	死	中			
	(3)	令和	年	月	日		ゆ	亡	止				
診療報酬点数	外来に係る療養					入院に係る療養							
	十万	万	千	百	十	一	日数	十万	万	千	百	十	一
診療報酬点数						点	日間						点
							円	入院に係る食事療養標準負担額	日数	万	千	百	
上記のとおり証明します。													
令和 年 月 日													
医療機関所在地及び名称													
氏名													
※ 決 定	外来に係る療養分		10円×	点× $\frac{4}{10}$ =							円		
	入院に係る療養分		10円×	点× $\frac{4}{10}$ =							円		
	入院に係る食事療養標準負担額									円			
	合 計									円			

- (注) 1 この医療等の状況は、医療保険各法に基づく被扶養者、被保険者又は組合員としての療養を受けた場合に使用すること。  
 2 病院又は診療所における医科の療養と歯科の療養は、それぞれ別葉とすること。  
 3 入院に係る食事療養標準負担額欄は、食事をとった日数の合計と食事療養標準負担額の合計額を記入すること。  
 4 ※印は、記入しないこと。  
 5 この医療等の状況の用紙は、日本産業規格A4縦型とすること。

<b>【お願い】</b> 上記証明において公費負担医療制度の利用状況について下欄の記入にご協力ください。(※該当する項目に☑をつけてください。)		
<input checked="" type="checkbox"/> 記入者* <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 学校(園) <input type="checkbox"/> 設置者 <input type="checkbox"/> 医療機関	<input checked="" type="checkbox"/> 公費負担医療制度* <input type="checkbox"/> 利用なし(記入終了) <input type="checkbox"/> 利用あり(右欄記入)	<input type="checkbox"/> 乳幼児 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 子ども医療助成 <input type="checkbox"/> 障害者総合支援法* <input type="checkbox"/> その他 (利用している制度を記入) [ ]
自己負担額 (「利用あり」の場合に記入)		円

## 学校等管理下での災害時、給付の請求の流れ





### 独立行政法人日本スポーツ振興センター法

第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 その設置するスポーツ施設及び附属施設を運営し、並びにこれらの施設を利用してスポーツの振興のため必要な業務を行うこと。

～ 中略 ～

- 七 学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）につき、当該児童生徒等の保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合における里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の政令で定める者を含む。以下同じ。）又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあつては当該生徒若しくは学生その他政令で定める者に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。以下同じ。）を行うこと。

### さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例

(子育て支援医療費助成金の支給)

第6条 市長は、受給資格者に対し、子育て支援医療費に係る助成金(以下「子育て支援医療費助成金」という。)として、一部負担金の額を支給するものとする。

～中略～

- 3 第1項の規定にかかわらず、子育て支援医療費について、法令の規定により他に給付を受けることができる場合は、当該給付を受けることができる額の限度において、子育て支援医療費助成金を支給しない。

### さいたま市心身障害者医療費支給条例

(医療費助成金の支給)

第4条 市長は、次条第2項において登録を受けた者(以下「受給資格登録者」という。))に対し、医療費助成金として一部負担金の額を支給するものとする。

～中略～

- 3 第1項の規定にかかわらず、一部負担金に要する費用について、法令の規定により他に給付を受けることができる場合は、当該給付を受けることができる額の限度において、医療費助成金を支給しない。

### さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例

(ひとり親家庭等医療費の支給)

第7条 市長は、受給資格者に対し、ひとり親家庭等医療費として一部負担金の額を支給するものとする。

～中略～

- 3 第1項の規定にかかわらず、一部負担金に要する費用について、法令の規定により他に給付を受けることができる場合は、当該給付を受けることができる額の限度において、ひとり親家庭等医療費を支給しない。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年八月八日政令第三百六十九号）

第三条 法第十五条第一項第七号に規定する災害共済給付（以下この章において単に「災害共済給付」という。）の給付金の額は、次の各号に掲げる給付の種類ごとに、当該各号に定める額とする。

～ 中略 ～

4 センターは、学校の管理下における児童生徒等の災害（法第十五条第一項第七号に規定する災害をいう。以下同じ。）について、当該児童生徒等が他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養若しくは療養費の支給を受け、又は補償若しくは給付を受けたときは、その受けた限度において、災害共済給付を行わない。

第五条 災害共済給付に係る災害は、次に掲げるものとする。

- 一 児童生徒等の負傷でその原因である事由が学校の管理下において生じたもの。  
ただし、療養に要する費用が五千円以上のものに限る。
- 二 学校給食に起因する中毒その他児童生徒等の疾病でその原因である事由が学校の管理下において生じたもののうち、文部科学省令で定めるもの。ただし、療養に要する費用が五千円以上のものに限る。

